

1. (条例改正案の経緯について)

三重県リサイクル製品利用推進条例は、昨年8月1日の第2回以来、12回にわたって議論を重ねてきたものであります。この間、リサイクル製品認定委員を参考人として招致してその意見聴取を行い、また執行部からの説明聴取もこのべ4回にわたって行うなど、丁寧に議論を重ねてきました。

2. (条例案明記の背景、理由について)

そもそも、本検討会において、放射性物質を除く、規則の規定を条例上明記するとの議論があり、そのようになったものです。

すなわち、フェロシルトの事件を反省するという県の姿勢を明らかにしたものです。

3. (パブリックコメントに対する反省等について)

パブリックコメントの実施方法が不適切との指摘については、これまでの議会におけるパブリックコメントの方法に則したものです。

期間や周知方法、内容等が十分でなかったとのご指摘については反省するところですが、そもそも、われわれ議員は、地元の方々との交流等を通じて民意を受けた存在であると自覚しています。

4. (執行部に確認したこと)

また、直接執行部に確認したところでは、次のようなことでした。

- ① 条例第2条の定義において、 $0.14 \mu\text{Gy}/\text{h}$ (マイクログレイ毎時) を超える放射性を発するものを、リサイクル製品から除くということは、ここでまずリサイクル製品から自動的に除くとしたものです。これによって、そのまま条例第6条の規定に基づいて県が認定すると言うわけではありません。第2条のこの基準と、第6条の規定に基づく認定とは直接関連がないものです。

認定の申請があった場合、県は、認定委員の意見も聴いた上で審査するもので、リスクのあるものは認定するものではありません。従って、 $0.14 \mu\text{Gy}/\text{h}$ (マイクログレイ毎時) 以下の例えば $0.13 \mu\text{Gy}/\text{h}$ (マイクログレイ毎時) だからといって、自動的に認定するものではありません。

そもそもリサイクル製品は、その用途に即した基準が定められているものであり、リサイクル製品というカテゴリーで、別途緩い基準等を設けるものではありません。

- ② $0.14 \mu\text{Gy}/\text{h}$ (マイクログレイ毎時) という数値基準を設けることで、チタン鉱石についてのみ規制をかけるのではなく、今後、現在想定されて

いない放射性の銻物等が使用されたりサイクル製品が出てきても、排除される仕組みとしているものです。

- ③ ちなみに、人は宇宙からの宇宙線、食物や大地、空気などからも放射能を浴びており、 $0.14\mu\text{Gy}/\text{h}$ （マイクログレイ毎時）は、通常の生活で被ばくしているレベルよりも、さらに低いものです。事実上、これにより放射性物質を排除しているものです。